平成２９年（フ）第１４７２号
愛知県小牧市大字舟津１番地７　スペクトル舟津壱番館404号
債務者　横井　泰成
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５０８号
名古屋市千種区星が丘山手206番地　市営西星ケ丘荘214号
債務者　加藤大明こと　加藤　　猛
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５１１号
愛知県知多市原１丁目15番地の31　ホワイトメゾンＡ－202
債務者　西本　信代
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６０７号
愛知県北名古屋市弥勒寺西１丁目95番地　クィーンズタウン愛豊Ａ　302号
債務者　岩本　優樹
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６１２号
愛知県小牧市新町３丁目57番地
債務者　斯波　涼子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６３号
三重県松阪市久保町1269番地１　ルピナスＡ－305、前住所三重県松阪市下村町334番地１グリーンヒル徳和Ａ－203
債務者　犬塚　詞康
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第１０２９号
京都府八幡市橋本平野山86番地の22
債務者　三谷　龍男
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３１号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字清神前31番地５
債務者　松本寿美子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３２号
京都市西京区山田北ノ町１番地16
債務者　武田高盛こと　許　　高守
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５９号
京都府宇治市伊勢田町南山３番地の１　ヴェールハイツスミヨ205号
債務者　平井栄治郎
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６９号
京都府宇治市木幡平尾28番地の100
債務者　輝ららこと　川﨑　峰晴
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０７２号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字西高田９番地　101号
債務者　松本香奈美（旧姓佐加）
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２５７号
兵庫県川西市小戸３丁目16番８－２号
債務者　田中　則子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２６９号
兵庫県伊丹市荒牧南３丁目17番69―202号
債務者　吉田　満幸（旧姓水口）
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２７０号
兵庫県伊丹市荒牧南３丁目17番69―202号
債務者　水口　　彩（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第４５５号
兵庫県高砂市梅井２丁目５番５－204号、従前の住所兵庫県高砂市梅井４丁目17番８号　北村アパート
債務者　柳本　辰男
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４６６号
兵庫県加古郡播磨町二子431番地の１　レナアバンス202
債務者　西家　杏理
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部